

富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下、「規則」という。）第24条および、富山市まちなか・公共交通沿線居住推進事業制度要綱（以下、「制度要綱」という。）第8条の規定に基づき、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、本市のまちなか及び公共交通沿線において、旧耐震建築物又は空き家等を除却し共同住宅の建設を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 共同住宅又は長屋とし、売却を目的とする分譲型、第三者に賃貸することを目的とした賃貸型、自ら居住するために区分所有する共同建設型、若しくは店舗又は事務所等の用途と併用するものをいう。
- (2) 認定住戸 第8条の規定に基づき認定を受けた事業計画の住戸をいう。
- (3) まちなか 制度要綱第2条第1項第1号に掲げる区域をいう。
- (4) 公共交通沿線 制度要綱第2条第1項第3号に掲げる区域をいう。
- (5) 旧耐震建築物 昭和56年5月31日以前に着工した建築物をいう。
- (6) 空き家等 事業計画の認定の申請時において使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない住宅または建築物をいう。

(補助対象の区域)

第4条 この要綱による補助事業の対象区域は、まちなか及び公共交通沿線とする。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 制度要綱第7条に規定する指針等に適合した共同住宅を建設すること。
 - (2) 他の共同住宅建設に関連した補助金の交付決定を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としてすることができない。
- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (6) 前5号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者

(補助対象経費および補助金の額)

第6条 補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) まちなかの場合、建設する共同住宅1戸あたり50万円に認定住戸の戸数を乗じた額とする。ただし、本項による補助金の上限額は2,500万円とする。
- (2) 公共交通沿線の場合、建設する共同住宅1戸あたり35万円に認定住戸の戸数を乗じた額とする。ただし、本項による補助金の上限額は1,750万円とする。
- (3) 旧耐震建築物又は空き家等の除却に要する費用(ただし、工事監理に要する費用及び除却に要する費用に含まれる消費税並びに地方消費税相当額を除く。)の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限額は500万円とする。

(事業計画の認定の申請)

第7条 第4条の区域において、共同住宅を建設し、補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手前に事業計画を作成し、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画認定申請書(様式第1号)に、別表第1に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業計画の認定の基準)

第8条 市長は、前条の認定の申請があった場合において、当該申請にかかる事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

- (1) 制度要綱第7条に規定する指針等に適合するものであること。
 - (2) 他の共同住宅建設に関連した補助金の交付決定を受けていないこと。
- 2 前項の認定は、第16条の規定による補助金の交付を予約するものと解してはならない。

(事業計画の認定の通知)

第9条 市長は、前条に規定する事業計画の認定をしたときは、その旨を富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画認定通知書(様式第2号)により、当該事業計画の認定の申請をした者に通知するものとする。

- 2 事業計画にかかる事業は、前項の規定による通知のあった日以降でなければ着手することができない。

(認定計画の変更)

第10条 前条の規定による事業計画の認定を受けた者(以下、「認定事業者」という。)は、第8条の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下、「認定計画」という。)を変更しようとするときは、建具材の変更等、認定内容に影響が及ばない軽微な変更該当する場合を除き、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画変更認定申請書(様式第3号)を提出し、市長の認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画変更認定通知書(様式第4号)により、認定事業者に通知するものとする。

(認定計画の地位の承継)

第11条 次のいずれかに該当するものは、市長の承認を受けて、当該認定計画に基づく地位を承継することができる。

- (1) 認定事業者が死亡した場合等において、事業を承継し引き続き認定計画に従って事

業を実施する者

(2) 認定計画に基づき建設した共同住宅を、認定事業者から売買契約等によって取得する者

2 前項の承認を受けようとする者は、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画地位承継承認申請書（様式第5号）に、地位の承継のあった事実を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を承認したときは、その旨を富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画地位承継承認通知書（様式第6号）により、当該認定計画の地位承継申請者に通知するものとする。

（認定計画の中止又は廃止）

第12条 認定事業者は、第9条第1項の規定による認定の通知のあった日以降において、認定計画を中止し、又は廃止しようとするときは、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画中止（廃止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（改善命令）

第13条 市長は、認定事業者が認定計画に従って事業等を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるよう命ずることができる。

（認定計画の取消し）

第14条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定計画を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき

(2) 認定計画と異なる事業を行ったとき

(3) 事業計画の認定を受けた日以降において、第5条第2項各号のいずれかに該当する者になったとき

(4) 第9条の規定による認定の通知があった日から2年以内に第15条に規定する補助金の交付の申請を行わなかったとき。

(5) 前条の規定により命じられた措置をとらないとき

2 市長は、認定計画を取り消したときは、その旨を富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設事業計画認定取消通知書（様式第8号）により、認定事業者に通知するものとする。

（交付の申請）

第15条 認定事業者は、認定計画にかかる事業が完了した後、速やかに、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設促進事業補助金交付申請書（様式第9号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があり、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。

2 規則第19条の規定に基づき、規則第5条に規定する交付の決定及び規則第13条に規定する補助金の額の確定の手續を併合する。

3 第1項に規定する交付の決定及び額の確定については、富山市まちなか・公共交通沿

線共同住宅建設促進事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第10号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第17条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設促進事業補助金交付申請取下書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告の省略）

第18条 規則第19条の規定に基づき、規則第12条に規定する補助事業実績報告書の提出を省略する。

（補助金の交付決定の取消し）

第19条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設促進事業補助金取消決定通知書（様式第12号）により、第16条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第20条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市まちなか・公共交通沿線共同住宅建設促進事業補助金返還命令書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1 事業計画の認定申請に必要なとなる図書等

| 提出図書等 | 特に記載を必要とする内容 |
|-------------------------------------|---|
| 提出図書等一覧表 | 申請者確認欄 |
| 事業計画書 | 事業計画の概要 |
| 住宅・居住環境指針適合表 | 計画内容欄、申請者確認欄 |
| 設計住宅性能評価・共同住宅等自己評価書及び設計内容説明書（住棟・住戸） | 住宅性能評価に関する評価項目毎の自己評価結果 住宅性能評価に関する自己評価の根拠となる設計内容 |
| 計画工程表 | 計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表 |
| 付近見取り図 | 方位、道路及び目標となる建物等 まちなか居住環境指針（基本指針）2－2共同住宅（7）生活利便施設ア（イ）～（カ）に定める生活利便施設等の位置 |
| 配置図（外構図） | 方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積 公開空地の位置、形態、面積、標示板（公開空地が100㎡以上の場合） 駐車場、駐輪場、ごみ集積場の位置、形態、台数等 |
| 仕様書 | 工法、特殊な工事の仕様、設計住宅性能評価に必要な内容 |
| 仕上表 | 建築物の外部及び内部の仕上げの一覧を記載 |
| 求積図・求積表 | 敷地面積、建築面積、床面積、その他の求積図、求積表 |
| 各階平面図 | 方位、縮尺、寸法、間取り、各室の用途 開口部、防火設備、外壁の構造、諸設備の取り付け位置 設計住宅性能評価に必要な内容 |
| 立面図（4面） | 縮尺、寸法、外壁、開口部、ひさし、屋根、設備機器等の位置及び形状、仕上げ材料、色彩 |
| 平面詳細図 | 縮尺、寸法、外壁、開口部、内壁等の材料、構造、寸法 設計住宅性能評価に必要な内容 |
| 断面詳細図又は矩計図 | 縮尺、床の高さ、各階の階高、天井高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ 外壁、屋根、天井、小屋裏、床、床下、基礎等の材料、構造、寸法、設計住宅性能評価に必要な内容 |
| 建具表 | 建具の位置、仕様 設計住宅性能評価に必要な内容 |
| 構造図 | 設計住宅性能評価に必要な内容 |
| 設備図 | 設計住宅性能評価に必要な内容 |
| 旧耐震建築物又は空き家等の概要が分かる書類 | 登記簿謄本、現況写真等 |

別表第2 補助金の交付申請に必要なとなる図書等

| 提出図書等 | 特に記載を必要とする内容 |
|---------------------------------|--|
| 提出図書等一覧表 | 申請者確認欄 |
| 事業実績書 | 完成した事業の概要 |
| 住宅・居住環境指針適合表 | 計画内容欄、申請者確認欄 |
| 交付申請額の算定方法 | 交付申請額の算定方法 |
| 工事請負契約書等の写し | 工事請負契約書、工事引渡書、建築基準法に基づく検査済証の写し |
| 支払を証する書類 | 工事及び旧耐震建築物又は空き家等の除却に要した費用の支払いが確認できるもの |
| 完成写真 | 建築物の外観及び内観等の完成写真 |
| 実施工程表 | 計画、補助等の手続き、設計、入札、着工、竣工、入居等を表示した計画工程表に実施工程を朱書きで表示 |
| 市町村税の納税証明書 (発行日から概ね1ヶ月以内のもの) | |
| その他市長が必要と認めるもの | 変更に伴う書類(変更認定を必要としない場合)等 |